

山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画

I 広域計画の概要

1 経緯

現在 75 歳以上の高齢者等の医療保険制度は、国民健康保険や健康保険組合などに加入しながら「老人保健制度」で医療を受けておりますが、平成 20 年 4 月よりこの老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。

これは、将来にわたり医療保険制度を維持可能なものとしていくために、平成 18 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）が公布され、平成 20 年 4 月から施行されることとなりました。

この制度の運営主体は、都道府県を単位とした全市区町村で組織する広域連合とされ、平成 18 年度中に設立することが義務付けられました。

山梨県においては、平成 18 年 9 月に広域連合設立準備委員会を立ち上げ、同年 12 月に全 28 市町村議会において広域連合設置に関する議決を得ました。その後、平成 19 年 1 月 15 日に山梨県知事に対し設置許可申請を行い、同年 2 月 1 日に山梨県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

2 広域計画の趣旨

山梨県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合が行う事務に関連して、広域連合及び広域連合を組織する山梨県全市町村（以下「市町村」という。）が、相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものです。

3 広域計画の項目

広域計画は、山梨県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

II 広域計画の基本方針

広域計画は、後期高齢者医療保険制度の適正かつ安定的な運営の実施にあたり市町村との連絡調整を図りながら広域化の長所を活用して業務を行うための指針と

なるものです。

また、広域連合及び市町村の役割分担を明らかにし、県内すべての市町村の住民に対して、広域連合の目標等を明確にするものです。

Ⅲ 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行います。

1 平成 19 年度における事務

平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び市町村において、例規等の整備、電算処理システムの構築その他必要な準備作業を行います。

2 平成 20 年度以降における事務

(1) 被保険者資格管理に関すること

被保険者資格管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失その他の異動に関する届出等の受付事務を市町村で行い処理し、これらの被保険者情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理します。

市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

(2) 医療給付に関すること

医療給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を市町村で行い処理し、広域連合へ送付します。

広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理します。

また、レセプトの点検及び保管等については広域連合が行います。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

保険料の賦課は、市町村が保有する課税情報等の提供を受けて、広域連合が行います。

保険料の徴収及び滞納整理は、市町村が行います。

(4) 保健事業に関すること

保健事業に関しては、広域連合は市町村と協力して、被保険者の健康の保持増進

のために必要な事業を行うよう努めます。

(5) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの問い合わせ相談及び苦情への対応は、市町村が窓口となり広域連合と緊密に連携して行います。

IV 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、原則として、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。